

Title	財務会計論の前提としての株式会社・再論：会計学の基本問題[II](9)
Sub Title	Is a joint-stock company a Kabushiki Kaisha?
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2018
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.61, No.3 (2018. 8) ,p.1- 14
JaLC DOI	
Abstract	株式会社とは何か。これをもって再論しつつ、 会計という行為が行われる前提状況を再確認したい。 通説はオランダ東インド会社をもって株式会社の嚆矢とするが、本稿はジョイント- ストック・カンパニーの嚆矢とされるロシア会社についてその出資者たちが置か れていた状況を探り、ジョイント-ストック・カンパニーの、いや、 株式会社の基本的構造を再確認する。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20180800-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

財務会計論の前提としての株式会社・再論

—— 会計学の基本問題〔Ⅱ〕(9) ——

友 岡 賛

<要 約>

株式会社とは何か。これをもって再論しつつ、会計という行為が行われる前提状況を再確認したい。

通説はオランダ東インド会社をもって株式会社の嚆矢とするが、本稿はジョイント・ストック・カンパニーの嚆矢とされるロシア会社についてその出資者たちが置かれていた状況を探り、ジョイント・ストック・カンパニーの、いや、株式会社の基本的構造を再確認する。

<キーワード>

イギリス東インド会社、オランダ東インド会社、株式会社、株主、株主保護、合本、債権者保護、ジョイント・ストック・カンパニー、制規組合、全社員の有限責任制、配当、払い込み請求、有限責任制、ロシア会社

『株式会社とは何か¹⁾』という本を出したことがある。元々会計の本として出されることになっていたこの本は、しかしながら、事情により、如上のタイトルをもって出されたが、²⁾タイトルはどうあれ、会計を考える前提としての株式会社について論じており、本稿はこの本を承けての再論である。

<引用について>

原文における（ ）書きや太文字表記や圏点やルビの類いは、原則として、これを省略した。したがって、引用文におけるこの類いのものは、特に断りがない限り、筆者（友岡）による。

また、引用に際して、促音や拗音の類いが小文字表記されていない場合は小文字表記に改め、漢数字は多くの場合、算用数字に改めるなどの加筆を施している。

1) 友岡賛『株式会社とは何か』1998年。

2) この出版の経緯等については下記ものを参照。

友岡賛『会計の時代だ——会計と会計士との歴史』2006年、補遺。

株式会社の要件と起源

むろん、これは株式会社に限ったことではないが、或る事物の起源をどこに求めるか、という議論は当該事物の要件（定義）に従属する。

ときに「世界最初の株式会社は、1602年にオランダに設立された東インド会社である³⁾」と断言され、断言されていることからすると、けだし、これが通説であり、また、「オランダ東インド会社が「株式会社の起源」であり、またつとに複式簿記の記帳法を採用していたことは、あまりにも有名である⁴⁾」ともされる。あるいは、断言はされなくとも、「[株式会社の起源]とよばれる和蘭東印度会社⁵⁾」とされ、また、「オランダ東インド会社は世界最初の株式会社であると言われる。……オランダより2年早くロンドンに設立されたイギリス東インド会社が、最初の10年ほどの間は多分に当座企業としての性格を残しており、まだ株式会社の実質を備えていないことを見れば、オランダ東インド会社が時代に先んじたものであったことがわかる⁶⁾」とされる。

こうした、株式会社の嚆矢はオランダ東インド会社、とする通説をもたらず株式会社の要件は株式、そして有限責任制の存在である。株式についてはおよそ異論がなかるうが、有限責任制については「株式会社の発生を識別すべき決定的指標⁷⁾」はこれが「[全社員の有限責任制]に存す⁸⁾」とされ、そうした理解をもってする場合、企業形態の近代化プロセスは[ギルド → 制規組合 (regulated company) → ジョイント-ストック・カンパニー (joint-stock company) → 株式会社]として捉えられる。

ここにおける論点は、有限責任制は株式会社の要件か、ということであって、別言すれば、ジョイント-ストック・カンパニーは株式会社ではないのか、ということである。

通説は有限責任制をもって株式会社の要件とし、したがって、[ジョイント-ストック・カンパニー ≠ 株式会社]とする。他方、通説に非ざる説は有限責任制をもって株式会社の要件とはせず、したがって、[ジョイント-ストック・カンパニー = 株式会社⁹⁾]とする。

「株式会社」と「joint-stock company」

ところで、「株式会社」と「joint-stock company」は一般にどのように訳されているのだろうか。

まずは一般的な辞典の類いをサーベイしてみた結果、次頁の表を得ることができた。

通説に非ざる筆者の立場からは「joint-stock company」をもって「株式会社」と訳し、「株主

3) 菊地正俊『良い株主 悪い株主』2016年、21頁。

4) 科野孝蔵『オランダ東インド会社の歴史』1988年、35頁。

5) 大塚久雄『株式会社発生史論』1938年、401頁。

6) 永積昭『オランダ東インド会社』1971年、48～49頁。

7) 大塚『株式会社発生史論』16頁。

8) 同上、16頁。

9) 友岡『株式会社とは何か』166～171頁。

	株式会社の英訳	joint-stock (ないし joint stock) company の和訳
和英辞典 ¹⁰⁾	joint-stock company, limited liability company, (joint-stock) corporation, public (ないし private) (limited) company	
英和辞典 ¹¹⁾		英一株式会社 (アメリカでは stock company) 米一株式会社。株式会社 (corporation) と似ているが、株主は無限責任を負う。
英和辞典 ¹²⁾		英一株式会社。株主は有限責任ないし無限責任を負う。通常はアメリカの株式会社 (corporation) と同義。 米一共同出資会社、法人格のない株式会社 (株式社団)。株主が無限責任を負うという点で株式会社 (corporation) とは異なる。
ビジネス英語辞典 ¹³⁾	(joint-) stock company 米一 (joint-) stock corporation	株式会社
経営学辞典 ¹⁴⁾	米一 stock corporation	
ビジネス法務辞典 ¹⁵⁾ 和英辞典	stock corporation, joint stock company, stock company	
ビジネス法律辞典 ¹⁶⁾ 英和英辞典	company limited by shares, incorporated company, joint stock corporation, limited company, stock corporation	英一株式会社 米一法人格はないが、持分が持分証券に分割されて流通する企業 イギリス法では古い制度であり、現在は一定の条件下、株式会社として扱われるだけであり、アメリカ法では法人格がなく、株式会社とは区別されるため、日本の株式会社の英訳としては不適切。

10) 渡邊敏郎, Edmund R. Skrzypczak, Paul Snowden (編) 『研究社新和英大辞典 (第5版)』2003年。

11) 竹林滋 (編者代表) 『研究社新英和大辞典 (第6版)』2002年。

12) 小学館ランダムハウス英和大辞典第2版編集委員会 (編) 『小学館ランダムハウス英和大辞典 (第2版)』1994年。

13) グローバル・マネジメントグループ (編纂) 『新ビジネス英語大辞典—英和・和英』1987年。

14) 二神恭一 (編著) 『ビジネス・経営学辞典 (新版)』2006年。

15) 原秋彦 『ビジネス法務基本用語和英辞典』2005年。

16) 喜多了祐 (編著) 『英和和英ビジネス法律用語辞典』2000年。

は有限責任ないし無限責任を負う」とするものが目に留まり、これは無限責任の株式会社と有限責任の株式会社が存在することを意味するが、他方、「株式会社」の訳に「limited liability company」や「company limited by shares」や「limited company」があることも看過しえない。

ただし、「今日わたしたちが目にして¹⁷⁾いる株式会社について」云々するのか、あるいは「そもそも株式会社とはなにか、¹⁸⁾といった視点からみた株式会社¹⁹⁾」について云々するのか。そもそもこれが問題である。

また、例えばイギリス近代史家の川分圭子は会社法制史の訳書において「joint stock が単独で出てくるときは、株式共同資本と訳している。joint stock company はジョイント・ストック・カンパニとした。joint-stock business corporation や joint-stock corporation 等は、法人ジョイント・ストック・カンパニとした。unincorporated joint-stock company は、非法人ジョイント・ストック・カンパニとした²⁰⁾」とし、さらに次のように述べている。

「business corporation は現在の株式会社やその概念を表す最も一般的な表現である。……株式資本と法人という両方の特質を重視していると思われる箇所では株式会社法人、法人という面を強調して使われていると思われる箇所では法人会社と訳している²¹⁾」。

「法人ジョイント・ストック・カンパニ (joint-stock corporation) は、株式会社法人と訳すことも可能だが、歴史的な存在であり、現代の株式会社の持つ全特質を持っていたわけではない。したがって……現代の株式会社をさす business corporation に株式会社法人（または法人会社）の訳語を当て、それと区別する意味で、joint-stock corporation はこのように訳す²²⁾」。

しかしながら、「特質」は要件ではない。

ロシア会社

通説に非ざる説は「最初の Joint-Stock Company といわれる「ロシア会社²³⁾」に着目する。すなわち、通説に非ざる説「によれば、株式会社とは株式に分けられた資本を有する合本（ジョイント・ストック）形態の会社のことであって、このような理解によれば……ロシア会社をもって最初の株式会社とされることになる²⁴⁾」。

17) 「limited liability joint-stock company」について注記68) をみよ。

18) 友岡『株式会社とは何か』150頁。

19) 同上、150頁。

20) ロン・ハリス／川分圭子（訳）『近代イギリスと会社法の発展——産業革命期の株式会社 1720-1844年』2013年、10頁。

21) 同上、36頁。

22) 同上、37頁（（ ）書きは原文）。

23) 大塚『株式会社発生史論』211頁。

24) 友岡賛『会計の歴史』2016年、134頁（（ ）書きは原文）。

当初は男性199名、女性2名の計201名を社員（member）とし、1555年に勅許が与えられたその会社は「ロシア会社（Russia Company）」ないし「モスクワ会社（Muscovy Company）」ないし「ロシアとの貿易を行う商人たちの会社（Company of Merchants trading with Russia）」をもって通称とし、法人格およびロシアとの貿易の独占権を与えられ、その経営は、社員によってではなくして、1名ないし2名の総裁（governor）と4名の参事（consul）と24名の理事（assistant）をもって行われ、勅許状が社員たちに与えた唯一の役割は総裁、参事、および理事の選挙だった。²⁵⁾

さて、この会社は「制規組合であったのか、それともジョイント・ストック・カンパニーであったのか」²⁶⁾。

この二つの形態の最大の異同は、けだし、合本の有無、すなわち、メンバー（組合員ないし社員）の資本を合わせる、ということの有無に求められようが、勅許状には組織形態への言及が殆どなく、したがって、勅許状の内容をもって、制規組合か、それともジョイント・ストック・カンパニーか、ということを判ずることはできないが、²⁸⁾「ロシア会社はジョイント・ストック・カンパニーであった」²⁹⁾。

アダム・スミス研究等をもって知名の政治経済学者ウィリアム・ロバート・スコット（William Robert Scott）によれば、「完璧に構成されたジョイント・ストック・カンパニーの登場は二つの異なった方向の発展の所産であった。……一方は多様な形態の中世のパートナーシップであり、もう一方はギルドに由来する法人組織であった。前者においては何人かの人々が所有する資本の統合をみることができたが、しかし、この形態の企業は当座的な性格のものであり、継続の予定はおよそなかった。また、多くの資源の利用が必要になると大勢のパートナーが必要になるが、中世のソシエタスには大勢のメンバーを統治しうるような精巧な組織がなかった。しかし、必要とされる仕組みはこれが商人ギルドおよび初期の制規組合において発展をみ、あとは会社組織がパートナーシップと融合される適切な切っ掛けさえあればよかった」³⁰⁾。

後述のように、ロシア会社が設立されたのは1553年のことだったが、³¹⁾「同じ年にアフリカとの貿易のためにもう一つのジョイント・ストック企業が設立されたということも重要である。ロシア会社とアフリカ会社の前には正規の会社と大規模なパートナーシップの境界線上に存するような冒険的事業がいくつかみられた」³²⁾が、しかし、「それらが会社とはどの程度の隔たりがあり、

25) T. S. Willan, *The Early History of the Russia Company, 1553-1603*, 1956, pp. 7-9.

26) *Ibid.*, p. 19.

27) 友岡『株式会社とは何か』117～119頁。

28) Willan, *The Early History of the Russia Company, 1553-1603*, p. 22.

29) *Ibid.*, p. 21.

30) William Robert Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. 1, *The General Development of the Joint-Stock System to 1720*, 1912, p. 15.

31) ただし、「イギリスのアフリカ西海岸との貿易の歴史は、1553年の探検航海からはじまるが、これらはなんら独占権を持たぬ数名のパートナーシップで行われた」（山田勝「イギリス王立アフリカ会社の設立と経営」『駒大経営研究』第7巻第2号、1976年、71頁）ともされる。

パートナーシップとはどの程度の隔たりがあるのかを判ずるのは難し³³⁾く、叙上の「1553年の二つの貿易遠征はこれらを重要なイングランドのジョイント・ストック企業の嚆矢とみることができ。これらは対照的な関係にあり、ロシア会社はこれが制規組合からジョイント・ストックへ進化したものであるのに対し、アフリカの冒険的事業の場合はパートナーシップから同様の形態に進化したものである³⁴⁾」。

「イングランドにおいて初めて完全な法人格を与えられたジョイント・ストック・カンパニーであった³⁵⁾」このロシア会社の社員のなかには貴族や高官をみることができ、当時、そうした人々が商事会社の社員に名を列ねることは稀だったが、商いに積極的に関与することはこれを欲しない人々に、しかし、投資先を提供するジョイント・ストック・カンパニーという企業形態の特徴がこうした状況をもたらしていた³⁶⁾。

勅許状は総裁、参事、および理事をもって構成される役員会に大きな権限を与えていた³⁷⁾が、他方、前述のように、勅許状が社員たち、すなわち社員総会 (general court) に与えた唯一の役割は総裁、参事、および理事の選挙だった。しかし、実際には社員総会はかなり多くの役割を担っており、また、その主たる役割は財務に関わり³⁸⁾、「1580年代以降、同社の計算書類の年次監査および配当額は社員総会の承認事項であった³⁹⁾」。

如上の社員や役員等に加え、事業運営には出納係 (treasurer) や事務係 (secretary) や帳簿係 (bookkeeper) といった俸給職員が必要だった⁴⁰⁾。

帳簿係は船の事務長 (purser) から船荷の勘定書を受け取り、これを確認するという役割を担っていたが、この確認は個人的な取引を防ぐためのものだった⁴¹⁾。職員は個人的な取引を禁じられていたが、そうした取引を摘発することは容易ではなかった。個人的な取引と会社の取引の関係は密輸と合法的な貿易の関係に似ており、個人的な取引の摘発は、密輸の摘発と同様、困難だった⁴²⁾。ちなみに、1560年代に帳簿係を務めていたニコラス・プロクター (Nicholas Proctor) は、しかし、のちに代理人 (agent) としてロシアに渡り、彼の地で個人的な取引に手を染め、摘発⁴³⁾されている。

ロシア会社における出納係や事務係の存在は特別なことではなく、そうした係の存在は制規組

32) Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. 1, pp. 17-18.

33) *Ibid.*, p. 18.

34) *Ibid.*, p. 18.

35) Willan, *The Early History of the Russia Company, 1553-1603*, p. 41.

36) *Ibid.*, p. 21.

37) *Ibid.*, p. 24.

38) *Ibid.*, pp. 22-23.

39) *Ibid.*, p. 23.

40) *Ibid.*, pp. 24-25.

41) *Ibid.*, p. 25.

42) *Ibid.*, pp. 37-38.

43) *Ibid.*, p. 25.

合にもみることができたが、しかし、それらの職務は大きく異なっていた。各メンバーが各々に取引を行う制規組合とは異なり、会社それ自体が取引を行うジョイント・ストック・カンパニー⁴⁴⁾は制規組合には必要のない複雑な会計システムを必要としていた。⁴⁵⁾

ロシアにおける取引は同社のロンドンの本社によって管理され、同社の社員がロシアに渡ることとはなかった。社員には個人的に取引を行う権利がなく、したがって、渡露すべき理由はなかった。社員の渡露は、社員としてではなく、職員としてのものだったが、職員は社員であることを要さず、また、普通、社員ではなかった。ロシアにおける取引は、したがって、職員によって行われ、最も重要な役割は代理人 (agent or factor) ⁴⁶⁾ が担っていた。

代理人と同社の関係は一般の商人と代理人の関係とは異なっていた。ロシア会社にあつて主任代理人の職責は頗る重く、ロシアとの貿易のすべてについて管理責任を負い、他の職員を監督し、会社全体に影響を及ぼすような意思決定を行うべく、⁴⁷⁾ 詳細な帳簿記録を行っていた。

ロシア会社の初期の記録はこれが1666年のロンドン大火によって失われてしまっている⁴⁸⁾ため、同社の当初の財務については不明な点が少なくないが、確認しうる資料によれば、同社の1553年の最初の航海の資金は一人当たり25ポンド、計6,000ポンドの出資金をもって賄われており、これは最初の社員が240名だったことを意味している。⁴⁹⁾ すなわち、「当初は……201名を社員とし、1555年に勅許が与えられた」と前述はしたものの、1555年に勅許を与えられた同社は、しかし、既述のように、実はその2年前の1553年にはイングランドのラシャの輸出先を求める者を多く含む発起人 (promoter) たちによって組織され、発起人たちの購入した3隻の船は同年5月にグレーブゼンドを出港していた。⁵⁰⁾ 最初の出資金の用途はこの3隻の船の購入および改修ならびに食糧および船荷の購入だったが、ただし、同社が勅許を受けたときにイングランドに戻っていたのは1隻のみであつて、あとの2隻は杳として消息が知れず、同社が1555年に改めて2隻を用意することを決した際には追加の資本調達を必要とし、これは新株式の発行をもってではなく、既存の社員に対する払い込み請求 (call) ⁵¹⁾ をもってなされた。

或る社員の記録によれば、1555年4月に25ポンド、同年7月に5ポンド、1556年に15ポンド、そして、4隻のうちの3隻が難破という悲惨な1556年の復路航海により、1557年3月には30ポンドの追加出資がなされ、したがって、それまでの累計額は100ポンドに上っていた。さらに、爾後は1564年11月までの間に40ポンド、同月には60ポンドの払い込み請求がなされ、したがって、その時点における同社の資本の総額は計算上は48,000ポンドということになるが、しかし、240名の社員のすべてがそれまでのすべての払い込み請求に応じていたとは考えられない。⁵²⁾

44) 友岡『株式会社とは何か』117～119頁。

45) Willan, *The Early History of the Russia Company, 1553-1603*, pp. 25-26.

46) *Ibid.*, p. 29.

47) *Ibid.*, p. 32.

48) *Ibid.*, p. v.

49) *Ibid.*, p. 41.

50) *Ibid.*, pp. 3-5.

51) *Ibid.*, p. 41.

52) *Ibid.*, pp. 41-43.

「1564年に一株当たり60ポンドの追加的な払い込み請求が行われた際に株式の額面価格が25ポンドから200ポンドに増額され⁵³⁾、それまでの経緯は下掲の計算表にまとめられる⁵⁴⁾。

1553年に240株について一株当たり25ポンドの払い込み請求	£6,000
1553年から1563年の間に240株について一株当たり115ポンドの払い込み請求	27,600
1563年現在の資本金	33,600
1564年に240株について一株当たり60ポンドの払い込み請求	14,400
1564年現在の資本金（ただし、払い込まれていない額は要控除）	£48,000

他方、配当 (dividend) は1566年までおよそ行われず、翌1567年にロシア会社が初めて企図した dividend は、しかしながら、実は通常の配当ではなくして株式の分割 (division) (株式配当) であって、その後、新規の資本調達が意図されていた。しかし、実際にはそうした行き方が採られることはなく、1570年1月に50ポンド、1572年3月に200ポンドとやはり既存の社員に対する払い込み請求が行われて一株当たり450ポンドとなり、そこで得た資本は女王からの借入金の返済に充てられ、あるいは1571年のロシア・クリミア戦争によるモスクワ大火の被害に対して用いられた。1570年代における同社の債務の額および債務返済のためになされた資本調達の額はこれらを正確に知ることはできないが、後者はこれがかかなりの額に上っていたことが推察される⁵⁵⁾。

モスクワ会社が設立時より恐らくは1580年代までの間、永続資本 (permanent capital) を有していたことは明らかであり、すなわち、同社は、航海毎に資本調達および資本の払い戻しを行う、というギニアとの取引におけるような行き方を採っていたわけではなく、また、初期の東インド会社のように、ほんの数回の航海のために資本調達を行っていたわけでもなかった。他方また、設立当初の20年間ないし30年間、同社の社員が株式の所有によってどのような利益を得ていたのか、あるいは利益を得ていたのかどうかは定かでない⁵⁷⁾。

なお、「この会社はロシアから鯨油、獣脂、毛皮、およびフェルト、そしてとりわけ儲けになる索具、帆柱、および蠟といった品々を輸出していた⁵⁸⁾」。

ジョイント・ストック・カンパニーと株式会社

経済史家の大塚久雄は次のように述べている。

「問題史上、英吉利における Joint-Stock Company なる制度は本質上株式会社と同一物なりと見做され、従って Joint-Stock Company の発生史は直ちに英吉利に於ける株式会社発

53) William Robert Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. 2, *Companies for Foreign Trade, Colonization, Fishing and Mining*, 1912, pp. 39-40.

54) *Ibid.*, p. 40.

55) Willan, *The Early History of the Russia Company, 1553-1603*, pp. 43-46.

56) 要するに、当座企業 (友岡『株式会社とは何か』92~95頁) ではなかった。

57) Willan, *The Early History of the Russia Company, 1553-1603*, pp. 46-47.

58) Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. 2, p. 40.

生史なりといふ風に考へられている。併し乍ら之は誤であつて、Joint-Stock Company 制は決して本来株式会社などではなく、加之凡そ会社形態に関する経済学上の一範疇などではなく、従つてJoint-Stock Company の發生史は決して株式会社發生史と同一視さるべきものでなくして、更により嚴密な理論的分析を必要とする⁵⁹⁾。

大塚の「より嚴密な理論的分析」は會計史家の中野常男によってまとめられている。

すなわち、オランダ東インド会社においては「特許状において機能資本家である取締役の有限責任が規定されており、既に事実上は有限責任であつた無機能資本家と併せて、「全社員の有限責任制」が確立されたこと……などから、そこに「株式会社」としての会社形態上の特質の具備が認識されるの⁶⁰⁾⁶¹⁾」に対して、「イギリス東インド会社は、オランダ東インド会社のように設立の当初から「株式会社」としての形態的特質を備えていたのではなく、「ジョイント・ストック・カンパニー」と呼ばれる特殊イギリス的な制度の下で、パートナーシップ的性格を次第に払拭して「株式会社」としての会社形態上の特質を具備するに至⁶²⁾るとされ、ジョイント・ストック・カンパニーとその社員の責任については次のようにまとめられている。

「「ジョイント・ストック・カンパニー」とは、外国貿易商人のギルド的組合である「制規組合」の外枠と、その内容である中世以来の当座の会社制度である「パートナーシップ」とが經過的に癒合した結果として成立し、その団体的規模に一致する「結合資本」によりもっぱら経営を行うところの会社企業である。したがつて……「東インド会社」が“joint-stock company”に生成した1613年当時にあつても、それ自体は何ら「株式会社」といえるものではなく、むしろその後の歴史的経過の中で「全社員の有限責任制」等の形態的特質を具備することにより、本来の「株式会社」へと質的轉換を遂げていく⁶³⁾」。

「「イギリス東インド会社」の場合……株式会社への質的轉換を遂げる以前にあつては、外枠としての「東インド会社」の内部に繰り返して設立された当座的な個別的会社企業に生じた損失について、制度的には各出資者が「無限責任」を負うものとされていた。ただし、ここでいう「無限責任」とは、特殊イギリス的な損失負担の形式、つまり、直接的な人的無限責任ではなく、全出資者に対して彼らの出資額に比例した「徴収」を行い、ともかく全出資者が出資額を超えた責任を持つという、間接的な無限責任を意味した。しかも、重

59) 大塚『株式会社發生史論』194頁。

60) 中野常男「株式会社と企業統治：その歴史的考察——オランダ・イギリス両東インド会社にみる会社機能の態様と機能」『経営研究』第48号，2002年，4頁。

61) オランダ東インド会社史家の科野孝蔵は次のように述べている。「取締役は、いわゆる機能資本家で、先駆会社においては企業機能の維持者であつた。……他方、これら取締役は当該企業に対しては無責任であつた。これに反し、一般出資者は出資を限度とする有限責任であつた」（科野『オランダ東インド会社の歴史』22～23頁）。しかし、「合併（による東インド会社の成立）によって、取締役の責任は變つた。先駆会社では取締役の責任は無責任であつたが、いまでは有限となつた」（同上，29頁）。

62) 中野「株式会社と企業統治：その歴史的考察」17頁。

63) 同上，37頁。

役団がこのような「徴収」を一般出資者、とりわけ「匿名出資者」にまで強制できたかといえ、そのような実力も意思も持たなかったのであり、結果的に、重役団とそれに近い主要出資者以外は、事実上の「有限責任」に近づいていた⁶⁴⁾。

けだし、大塚説に由来する通説は全社員の有限責任制をもって株式会社の「決定的指標」とし、「有限責任という特徴を備えることによって株式会社が成立した」⁶⁵⁾などとし、他方、通説に非ざる説は株式の存在とそれによる合本の存在をもって「決定的」⁶⁶⁾とみるが、しかし、これらの是非は論じにくく、ときに循環論法に陥る虞もある。また、有限責任の存在と全社員の有限責任制は同義ではなく、「最初の Joint-Stock Company といわれる「ロシア会社」にも下記のように有限責任の存在はこれを見ることができる。

「16世紀から17世紀にかけて、世界史上で最も注目に値する事業組織が誕生した。それは「特許会社 (chartered company)」と呼ばれるもので……特許会社は、特許状に加えて、中世から引き継いだ二つの概念に基づいている。その一つは、自由市場で売買可能な株式という概念だ。……もう一つは、それ以前にも時々見られた、有限責任という概念だ。……最初の特許株式会社 (chartered joint-stock company) は、1555年に特許状を与えられたモスクワ会社 (ロシア会社) である」⁶⁷⁾⁶⁸⁾。

「最初のジョイント・ストック・カンパニであったロシア会社」⁶⁹⁾とされるロシア会社については、しかしながら、次のような分析もある。

「ジョイント・ストックという仕組みは同社 (ロシア会社) がそれを採用する前から西欧において知られていたが、しかし、未だ実験段階にあったため、イングランドにおいては頗る新しく、同社による採用は発展段階を迎えたことを明確に意味している。同社の財務の詳細は不明ながら、けだし、当初の意図は、頻繁に清算される期限付きの資本、というも

64) 同上, 23頁。

65) 日置弘一郎, 高尾義明「解説」ジョン・ミクルスウェイト, エイドリアン・ウールドリッジ/鈴木泰雄 (訳), 日置弘一郎, 高尾義明 (監訳)『株式会社』2006年, 258頁。

なお、この「解説」は共同出資, 法人, 有限責任, および準則主義をもって現在の会社制度に至るまでの四つの重要な制度的飛躍としている (同上, 257~258頁)。

66) 友岡『株式会社とは何か』170頁。

67) ジョン・ミクルスウェイト, エイドリアン・ウールドリッジ/鈴木泰雄 (訳), 日置弘一郎, 高尾義明 (監訳)『株式会社』2006年, 38~39頁。

68) 叙上のように「有限責任という特徴を備えることによって株式会社が成立した」とする経営学者の日置弘一郎および高尾義明を監訳者とする訳書は、ただし、「limited liability joint-stock company」を「有限責任株式会社」とし、したがってまた、「joint-stock company」を「株式会社」(12頁)としている (John Micklethwait and Adrian Wooldridge, *The Company: A Short History of a Revolutionary Idea*, 2003, pp. 1, 4, および, ミクルスウェイト, ウールドリッジ/鈴木 (訳), 日置, 高尾 (監訳)『株式会社』8, 12頁)。

69) ハリス/川分 (訳)『近代イギリスと会社法の発展』67頁。

のであったが、しかし、早期に船と船荷が失われ、その時点において船は未だ同社が所有していたため、如上の意図は実行に移すことができなかった。そうした損失の発生は、払い戻しうる資本が殆ど残っていない、ということの意味しており、同社の社員は、このことに鑑み、貿易が安定的に行われるようになった暁には十分な報酬が得られることを期待し、株式所有の継続を選択したのであろう⁷⁰⁾」。

株式所有の継続を選択した社員たちに対してやがてなされる払い込み請求ないし「徴収」はこれをどのような性格のものとして捉えるべきだろうか。あるいはまた、女王からの借入金⁷¹⁾の返済のためになされる払い込み請求はこれをどのような性格のものとして捉えるべきだろうか。

法制史家のロン・ハリス (Ron Harris) によれば、ロシア会社には「永続的なジョイント・ストック (permanent joint-stock) (1553年～) → 事業毎のジョイント・ストック (ad hoc joint-stock) (1586年～) → 制規組合 (1622年ないし1623年～) → 開放的な制規組合 (open regulated company) (1698年～)」という組織的変容をみる⁷²⁾ことができた。

すなわち、同社は当初の約30年間は永続的なジョイント・ストックの資本構造を保持したが、最初の株式に対する払い込み額は決して十分なものではなく、そのため、その後は配当の見込みがないにもかかわらず、追加の払い込み請求が行われ、その結果、1586年には同じジョイント・ストック・カンパニーの形態をもって再組織されながらも、爾後は永続資本ではなかった⁷³⁾。「この変化は、最初の株主からの資金徴収という困難を克服し、より広範なグループから資金を集め……配当をより頻繁に行い、会計を単純化するという意図から生まれたものだった。1622-23年には、この過程はさらにもう1段階先に進み……ロシア会社は、事実上制規会社法人 (regulated corporation) として組織されたのである⁷⁴⁾」。

「以上からは、初期の企業組織にとっては、永続的な株式共同資本は問題の多い望ましくない特質であったことが、見て取れる。永続的株式共同資本は、東インド会社という例外的ケースと、高度に冒険的なアフリカと大西洋沿岸への航海の場合にのみ、生き残った⁷⁵⁾」とするハリスは16世紀から18世紀半ばまでの時期について主要な10の貿易企業の組織的変容を比較分析しており、それによれば、16世紀にあつて永続的なジョイント・ストックを有していたのは独りロシア会社のみであつて、17世紀以降になつて東インド会社、ハドソン湾会社 (Hudson's Bay Company)、王立アフリカ会社 (Royal African Company)、および南海会社 (South Sea Company) が永続的なジョイ

70) Willan, *The Early History of the Russia Company, 1553-1603*, pp. 276-277.

71) むろん、「増資によって集められた……資金は……これを……有利子負債の返済に充てるというの」(前川修満『事件は帳簿で起きている』2016年、75頁)は決して「面妖なこと」(同上、76頁)ではないが。

72) Ron Harris, *Industrializing English Law: Entrepreneurship and Business Organization, 1720-1844*, 2000, p. 52.

73) *Ibid.*, pp. 44-45.

74) ハリス/川分(訳)『近代イギリスと会社法の発展』67頁。

75) 同上、67頁。

76) Harris, *Industrializing English Law*, p. 52.

ントーストックを有するに至っているが、上記のように「永続的なジョイントーストック → 事業毎のジョイントーストック → 制規組合 → 開放的な制規組合」といった変容をみたロシア会社や「事業毎のジョイントーストック（1581年～） → 制規組合（1588年ないし1595年～） → 開放的な制規組合（1752年～）」といった変容をみたレバント会社（Levant Company）の場合のように「1620年代以前に関しては」⁷⁷⁾「ジョイントーストック・カンパニー → 制規組合」に非ざる動きをみることができる。

会計が行われる状況

あえて改めて問うが、会計（財務会計）はどのような状況において、また、どのような役割を担って行われるのだろうか。

筆者の持論は、会計は経営者のためにこそ行われる、とし、敷衍すれば、経営者は自らの経営者としての地位を守るために会計（出資者に対する説明）を行う、としており、⁷⁸⁾これには、経営者と出資者の関係において後者が優位にある、ということが前提されているが、しかし、本稿においてみたロシア会社の状況はどのようなものだったか。

すなわち、出資金は難破等によって失われ、また、配当も行われることなく、払い込み請求はこれが陸続と行われ、しかし、けだし、大半の社員は請求に応じ続け、といった状況は会計を必要とはしないかもしれない。

あるいは、投資者（株主）保護の立場、すなわち、会計は投資者のためにある、とする立場からする会計の存在意義はこれも有限責任制が存する場合には否定されてもよい。

例えば19世紀のイギリスには、事業によって儲けを得ようとする者はそれに見合った事業のリスクを負担してしかるべきである、という基本的な理念があり、この理念は債権者保護の考えに繋がり、また、無限責任会社こそがこの理念に適っていると考えられていた。すなわち、有限責任会社における株主のリスクは、見合ったリスク、とはいえず、別言すれば、有限責任会社において株主は過保護の状態にあり、したがって、会計による株主保護は屋下に屋を架すものとされよう。⁷⁹⁾

前出の引用⁸⁰⁾においては、chartered company は自由市場で売買可能な株式および有限責任という二つの概念（idea）にもとづいている、とされ、ロシア会社はこれが最初の chartered joint-stock company⁸¹⁾である、とされているものの、しかし、それ以上の詳細等は示されていないが、いずれにしても、大塚説にいわれる東インド会社における全社員の有限責任制の「確立」⁸²⁾や「具

77) ハリス／川分（訳）『近代イギリスと会社法の発展』67頁。

78) 例えば下記のをみよ。

友岡『会計の歴史』182～185頁。

79) 友岡『株式会社とは何か』201頁。

80) 注記67)をみよ。

81) Micklethwait and Wooldridge, *The Company*, 2003, p. 26.

82) 中野「株式会社と企業統治：その歴史的考察」4頁。

⁸³⁾に鑑みるに、ロシア会社にあったのは全社員の有限責任制ではなからうし、けだし、「無機能資本家」⁸⁴⁾のみの有限責任制だろう。しかしまた、借入金の返済等のための払い込み請求の存在はこれをどのように捉えるべきか。

「重役団がこのような「徴収」を一般出資者、とりわけ「匿名出資者」にまで強制できたかといえ、そのような実力も意思も持たなかった」とされるイギリス東インド会社の場合には払い込み請求（「徴収」）の存在はこれが有限責任制の存在を否定するものではなからうが、ロシア会社の場合にははたしてどうだろうか。

「自分の利益を追求する、という行為は、すぐれて私的な行為⁸⁵⁾であ」って「自分の利益を追求する株主と自分の利益を追求する経営者、この両者からなる私的な存在が株式会社⁸⁶⁾」であり、別言すれば、「株主と経営者との関係は、内輪のこと⁸⁷⁾」であって「たとえば、経営者にちゃんとした会計をやらせよう、などといったことを、だれか第三者（たとえば法。法を第三者という用語弊があるかもしれないが）⁸⁸⁾がいうことの必要はなく、それは、内輪のこととして、株主が自分で要求すればよいことである」ともされ、「有限責任形体であれば、なおのこと、株主保護の必要性は存在しない⁸⁹⁾」とされる。

ただしまた、ロシア会社の社員たちが置かれていた状況は、事業の好不調にかかわらずなく、出資を継続し、剩え追加の出資をもって求められる、というものだった。いや、事業が不調だからこそ、止めることができず、事業が不調だからこそ、断ることができなかった、というべきか。

如上の状況において会計は必要か。

文 献

- 二神恭一（編著）『ビジネス・経営学辞典（新版）』中央経済社、2006年。
 グローバル・マネジメントグループ（編纂）『新ビジネス英語大辞典——英和・和英』PMC 出版、1987年。
 原秋彦『ビジネス法務基本用語和英辞典』商事法務、2005年。
 Ron Harris, *Industrializing English Law: Entrepreneurship and Business Organization, 1720-1844*, Cambridge University Press, 2000.
 ロン・ハリス (Ron Harris) / 川分圭子 (訳) 『近代イギリスと会社法の発展——産業革命期の株式会社 1720-1844年』南窓社、2013年。
 日置弘一郎、高尾義明「解説」ジョン・ミクルスウェイト (John Micklethwait)、エイドリアン・ウールドリッジ (Adrian Wooldridge) / 鈴木泰雄 (訳)、日置弘一郎、高尾義明 (監訳) 『株式会社』ランダムハウス講談社、2006年。
 菊地正俊『良い株主 悪い株主』日本経済新聞出版社、2016年。
 喜多丁祐（編著）『英和和英ビジネス法律用語辞典』中央経済社、2000年。
 前川修満『事件は帳簿で起きている』KK ベストセラーズ、2016年。

83) 同上、37頁。

84) 同上、4頁。

85) 友岡『株式会社とは何か』40頁。

86) 同上、41頁。

87) 同上、200頁。

88) 同上、203頁（() 書きは原文）。

89) 同上、204頁。

- John Micklethwait and Adrian Wooldridge, *The Company: A Short History of a Revolutionary Idea*, Weidenfeld & Nicolson, 2003.
- ジョン・ミクルスウェイト (John Micklethwait), エイドリアン・ウールドリッジ (Adrian Wooldridge) / 鈴木泰雄 (訳), 日置弘一郎, 高尾義明 (監訳) 『株式会社』ランダムハウス講談社, 2006年。
- 永積昭 『オランダ東インド会社』近藤出版社, 1971年。
- 中野常男 「株式会社と企業統治: その歴史的考察——オランダ・イギリス両東インド会社にみる会社機関の態様と機能」 『経営研究』第48号, 2002年。
- 大塚久雄 『株式会社発生史論』有斐閣, 1938年。
- William Robert Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. 1, *The General Development of the Joint-Stock System to 1720*, Cambridge University Press, 1912.
- William Robert Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. 2, *Companies for Foreign Trade, Colonization, Fishing and Mining*, Cambridge University Press, 1912.
- 科野孝蔵 『オランダ東インド会社の歴史』同文館出版, 1988年。
- 小学館ランダムハウス英和大辞典第2版編集委員会 (編) 『小学館ランダムハウス英和大辞典 (第2版)』小学館, 1994年。
- 竹林滋 (編者代表) 『研究社新英和大辞典 (第6版)』研究社, 2002年。
- 友岡賛 『株式会社とは何か』講談社現代新書, 1998年。
- 友岡賛 『会計の時代だ——会計と会計士との歴史』ちくま新書, 2006年。
- 友岡賛 『会計学原理』税務経理協会, 2012年。
- 友岡賛 『会計学の基本問題』慶應義塾大学出版会, 2016年。
- 友岡賛 『会計の歴史 (改訂版)』税務経理協会, 2018年。
- 渡邊敏郎, Edmund R. Skrzypczak, Paul Snowden (編) 『研究社新和英大辞典 (第5版)』研究社, 2003年。
- T. S. Willan, *The Early History of the Russia Company, 1553-1603*, Manchester University Press, 1956.
- 山田勝 「イギリス王立アフリカ会社の設立と経営」 『駒大経営研究』第7巻第2号, 1976年。

2017年4月2日成稿